

緊急時避難準備区域から北陸地方に避難した申立人につき、人工透析を受けなければならない状況などを考慮して日常生活阻害慰謝料が増額され、また、避難先から福島県内への親族の弔問に係る交通費・宿泊費が賠償された事例。

## (全部) 和 解 契 約 書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

損害項目	ア	避難費用（交通費）
	イ	避難費用（宿泊費）
	ウ	生活費増加分
	エ	食費増加分
	オ	診断費
	カ	精神的損害
	キ	弔問費用
	ク	弁護士費用
期 間	自	平成23年3月11日
	至	平成24年1月末日

### 2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の期間について、和解金として、

ア	避難費用（交通費）	金9,000円
イ	避難費用（宿泊費）	金51,200円
ウ	生活費増加分	金155,000円
エ	食費増加分	金110,000円
オ	診断費	金3,150円
カ	精神的損害	金1,540,000円
キ	弔問費用	金158,377円
ク	弁護士費用	金60,802円

の合計金2,087,529円の支払義務のあることを認める。

### 3 仮払金の控除

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、第2項記載の損害に対す

る賠償金の一部として、金1,650,000円を支払済みであることを確認し、この既払い金1,650,000円と第2項記載の和解合計金2,087,529円とを精算する。

#### 4 支払方法

(省略)

#### 5 清算条項

第1項に掲げる損害項目（当該期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務が存在しないことを相互に確認する。ただし、第1項に記載の損害項目及び期間については、本和解に定める金額を超える部分につき、清算の効力は及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げないことを相互に確認する。

#### 6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年1月18日

(仲介委員 増澤博和)